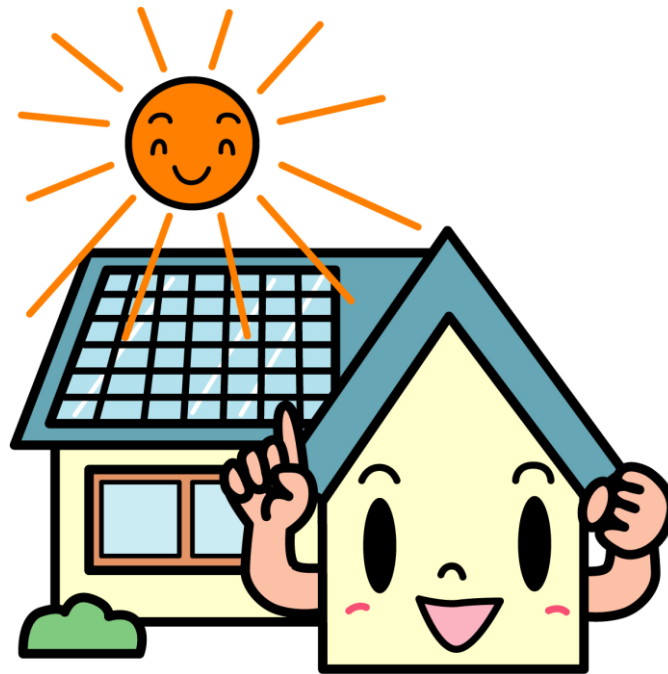


津幡町住宅用太陽光発電システム 設置費補助金制度のご案内



1. 太陽光発電システムについて

太陽光発電システムとは、太陽電池パネルに太陽光を受ける事で電気を発電し家電製品などで利用する一方、発電で余った電力は電力会社に売電、不足する時は電力会社から不足分の電力供給を受ける総合的なシステムをいいます。

CO₂を排出しないクリーンエネルギーで、地球温暖化対策の有効な手段として注目されています。

2. 補助を受けることができる方

自ら居住する住宅または建売住宅を自己が居住するために購入する方で、次の要件すべてを満たす方。

- (1) 町内に居住する個人
- (2) 町税を完納している者

3. 補助金の額

20,000 円/kW × システムの最大出力（最大 10kW）

※上限 8 万円、1,000 円未満切り捨て

※町の予算範囲内の交付となります。

4. データの提供

設置年度から 3 年間、発電量等の報告に応じられる方。

5. 補助金を受け取るまでの流れ

①システムの設置工事前

システムの設置工事前に、次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書
- ・太陽光発電システム設置場所の位置図
- ・太陽光発電システム設備の概要（カタログ等）
- ・太陽光発電システム設置に係る経費の内訳がわかる書類（契約書、見積書等）の写し
- ・納税状況の確認に係る同意書

②補助金の交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。

交付決定後に事業内容の変更、中止または廃止が生じた場合は申請が必要です。

③システムの設置後

システムの設置完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- ・太陽光発電システムの設置に係る経費の領収書の写し
- ・太陽光発電システムの設置状況の分かる写真
- ・電力会社との電力受給契約書の写し
- ・住民票の写し
- ・申請者の居住地が証明できる書類（登記簿の写しなど）

④補助金の受領後

設置完了後3年間は、必要に応じ発生電力等のデータ提供をお願いします

